

議 事 録

| | |
|---------|--|
| 会議の名称 | 令和7年第11回本庄市農業委員会総会 |
| 開催日時 | 令和7年11月25日(火) 午後2時から 午後2時30分まで |
| 開催場所 | 本庄市役所 大会議室 |
| 出・欠席者 | 別紙のとおり |
| 議事日程 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第49号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第50号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (3) 報告第49号 農地法第3条の3の規定による届出について (4) 報告第50号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (5) 報告第51号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (6) 報告第52号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (7) 報告第53号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会 |
| 配付資料 | <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年第11回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和7年第11回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項 4 全国農業新聞関係資料一式 5 (別紙) 次期農業委員・農地利用最適化推進委員の改選に係る新体制調整会議委員の選出について |
| その他特記事項 | |
| 主管課 | 農業委員会事務局 |

| 会 議 の 経 過 | |
|-----------|--|
| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
| 事務局長 | <p>定刻となりましたので、ただいまより、令和7年第11回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事日程に従い進行させていただきます。</p> <p>はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p> |
| 細野会長代理 | <p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和7年第11回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>次に、議事日程2、あいさつを田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> |
| 田端会長 | <p>(田端会長、あいさつ)</p> |
| 事務局長 | <p>本日の会議でございますが、出席の農業委員数が本庄市農業委員会会議規則、以降「会議規則」と申し上げますが、会議規則第7条に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>それでは、以降の議事進行は、会議規則第6条第1項の規定により、田端会長にお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議席順に、議席9番反町委員、議席10番鈴木誠次委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、議案送付時に配付した議案2件及び報告5件です。</p> <p>はじめに、第49号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>第49号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第49号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第3条第1項の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めらるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、売買による所有権移転3件です。</p> <p>農地の権利移動についての許可判断要件といたしまして、農地法第3条第2項の規定に基づく、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件がございますが、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>引き続き、整理番号1から整理番号3までをご説明いたします。はじめに、整理番号1でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町上真下地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席18番坂爪委員でございます。</p> <p>次に整理番号2でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町上真下地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席18番坂爪委員でございます。</p> <p>次に整理番号3でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席5番中野委員でございます。</p> <p>整理番号1から整理番号3までの申請地位置図は、3ページ及び4ページとなります。全ての申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>上程議案の整理番号1から整理番号3までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1及び整理番号2について、議席18番坂爪委員からの報告を求めます。</p> |
| 坂爪委員 | <p>整理番号1及び2について、18番坂爪より報告させていただきます。</p> <p>11月19日午前10時30分頃、新井伸幸推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては議案書3ページ3-1及び3-2の地図をご覧ください。申請地は、消防団第5分団の器具置場より北に約250メートルに2筆、北西に約360メートルに1筆が位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地は、なす、ブロッコリーを作付け予定とのことです。受人は、児玉町蛭川にあるJA埼玉ひびきの南部出荷場に出荷しております。出荷先付近で耕作地を広げたいと考えており、今回、渡人2名から売買の合意を得たため、申請に至ったとのことです。</p> <p>受人の年齢は42歳、本人の農業従事日数は240日です。農機具はトラクター1台、耕うん機1台、軽トラック1台、2トントラック1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号3について、議席5番中野委員の報告を求めます。</p> |
| 中野委員 | <p>整理番号3について、5番中野より報告させていただきます。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>11月19日午前9時頃、海澤推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-3の地図をご覧ください。申請地は、仁手集落センターより南西に約140メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。以前から渡人より申請地を借り受けて、トマトを耕作しており、今回、渡人から売買の合意を得たため、申請に至ったとのことです。</p> <p>受人の年齢は28歳、本人の農業従事日数は300日です。農機具はトラクター1台、耕うん機2台、軽トラック2台、1トントラック1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p> |
| 議長 | <p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第50号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>第50号議案をご説明いたしますので、議案書5ページをお願いいたします。</p> <p>第50号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、6ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移転1件です。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町共栄地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、事務所・倉庫用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席18番坂爪委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、7ページをお願いいたします。5-1については、農用</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>上程議案の整理番号1について、地区担当委員からの報告を求めます。議席18番坂爪委員の報告を求めます。</p> |
| 坂爪委員 | <p>18番坂爪より報告させていただきます。11月20日午前11時頃、新井幸男推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については、議案書7ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、児玉町共栄会館より南に約100メートルに位置しております。申請目的は、事務所及び倉庫の建設です。</p> <p>受人は県外で化粧品、医薬品等の企画、開発、製造、販売業を営んでいます。現在、県外2か所で借りている倉庫に商品を置ききれないこと、借りている倉庫が、大型車両の出入りに業務上支障が生じていることから、事業の拡大と、倉庫と事務所機能の集約化を図るために、申請に至ったとのことです。なお、事業所の完成後は、借りている倉庫及び事務所は返却する予定です。以上のことから、転用の目的及び必要性は妥当であると考えます。</p> <p>また、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告いたします。</p> |
| 議長 | <p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。今回の案件は転用面積が3,000㎡を超えますので、埼玉県農業会議に意見照会することとなります。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。</p> |
| 事務局長 | <p>はじめに、報告第49号をご説明いたしますので、議案書8ページをお願いいたします。</p> |

報告第49号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、9ページをお願いいたします。専決処分件数は、3件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第50号をご説明いたしますので、議案書10ページをお願いいたします。

報告第50号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、11ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第51号をご説明いたしますので、議案書12ページをお願いいたします。

報告第51号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、13ページをお願いいたします。専決処分件数は、6件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第52号をご説明いたしますので、議案書14ページをお願いいたします。

報告第52号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり提出された報告書を受理したのでご報告いたします。

受理件数は、2件です。報告書は15ページから18ページまでのとおりとなっております。

農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3か月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものでございます。

続きまして、報告第53号をご説明いたしますので、議案書19ページをお

| | |
|------|---|
| | <p>願います。</p> <p>報告第53号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領しましたのでご報告いたします。</p> <p>通知内容については、20ページをお願いいたします。受理件数は、5件です。農地の賃貸借について、合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項でございます。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和7年第11回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p> |